

地域保健福祉課

業務概要	32
1 保健師関係指導事業	34
2 母子保健事業	36
3 成人・老人保健事業	39
4 一人ひとりに応じた健康支援事業	40
5 総合的な自殺対策推進事業	41
6 地域・職域連携推進事業	41
7 栄養改善事業	42
8 歯科保健事業	51
9 精神保健福祉事業	52
10 肝炎治療特別促進事業	59
11 難病対策事業	59
12 市町村支援	64
13 福祉関係事業	66

Ⅲ 地域保健福祉課の業務概要

地域保健福祉課は、県民の一人ひとりが健やかに暮らし、心豊かに長寿を全うできることを目指し、住民に対しより効果的な保健福祉サービスを推進するため、所内で連携協力し、また、管内関係機関と連携を図りながら、以下の事業を実施した。

1 保健師関係指導事業

保健師は、地域保健福祉課と健康生活支援課に配置され、所内及び地域の保健活動の窓口として調整・支援を行っている。

また、管内保健師活動状況の把握と資質向上のために研究会や会議を実施した。

2 母子保健事業

母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、野田市及び関係機関と連携し、母子保健推進協議会をはじめとする母子保健事業、長期療養児支援、思春期事業などを実施した。

また、特定不妊治療費助成事業、小児慢性特定疾病医療費助成制度事業等の医療費助成制度の窓口を担当している。

3 成人・老人保健事業

がん対策事業として、効果的ながん検診の推進を図る目的で管内看護学校にて衛生教育を実施した。また、受動喫煙防止対策について、啓発及び喫煙環境表示ステッカーの配付を行った。

4 一人ひとりに応じた健康支援事業

生涯を通じて、一人ひとりが年代や性別、健康状態や生活習慣に応じた確かな自己管理ができるよう支援することを目的とし、電話相談及び性別やライフステージに応じた健康教育を実施した。

5 総合的な自殺対策推進事業

自殺対策事業として、平成 22 年から平成 24 年度は自殺対策連絡会議を、平成 25 年度から平成 27 年度は自殺の早期対応の中心的な役割を果たす人材（ゲートキーパー）の養成講座を開催した。今年度は、野田市の自殺計画策定のための支援研修を行った。

6 地域・職域連携推進事業

地域保健と職域保健の関係者が連携し、それぞれが有する保健医療社会資源を相互活用し、生活習慣病の予防と健康寿命の延伸を目指し、地域特性に応じた健康支援体制の構築を図るため平成 19 年度から事業を開始した。平成 26 年度から継続して「食と健康」をテーマに活動を展開している。今年度は、関係者との意思疎通を図り、活動を効果的に実施するためメールマガジンの発行を行った。

7 栄養改善事業

地域における健康づくり及び栄養・食生活の改善を目的に、野田市等関係機関との連携のもと生活習慣病の発生予防、望ましい食習慣の周知や食環境整備などに取り組んだ。病態別栄養教室では、消化器難病を取り上げた。特定給食施設等に対して、健康増進法に基づく栄養管理が実施できるよう、研修会の開催及び個別巡回等を通じた指導及び助言を行った。

8 歯科保健事業

千葉県歯・口腔保健計画を推進するために、リーフレット等を活用した歯・口腔の健康に関する知識の普及啓発を行った。

9 精神保健福祉事業

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、保健所は精神保健福祉行政の第一線機関として位置付けられている。法律に基づく入院事務等の業務と併せ精神保健福祉相談員や保健師等による相談及び訪問をベースに専門性や広域での連携や調整が必要な事項について市町村、医療機関、障害福祉サービス事業所等の地域の支援機関と連携を図り受療援助、精神障害者の社会復帰支援、普及啓発などを実施した。

10 肝炎治療特別促進事業

平成20年4月より肝炎治療特別促進事業としてB型肝炎・C型肝炎治療費の助成をしている。

11 難病対策事業

原因不明の治療方法が確立していない希少な疾病で、長期の療養を必要とする特定の疾患に対して、患者負担の軽減及び調査研究・患者支援を推進するために実施している。難病医療費助成制度の対象疾病（指定難病）は330疾病である。

12 市町村支援

市事業が円滑に推進されるよう、各種協議会及び委員会等へ出席した。

13 福祉関係事業

各種法令等に基づき、以下について事業を実施した。

- | | |
|------------------|------------------------|
| (1) 民生委員・児童委員 | (6) 配偶者暴力相談支援 |
| (2) 児童福祉 | (7) 戦傷病者の援護 |
| (3) 母子・父子・寡婦福祉資金 | (8) 児童手当事務指導監査 |
| (4) 高齢者福祉 | (9) 中核地域生活支援センター連絡調整会議 |
| (5) 障害者福祉 | |

1 保健師関係指導事業

(1) 管内概況

管内保健師就業数は、健康福祉センター[保健所]6名（次長1、地域保健福祉課2、健康
生活支援課3）、野田市27名（保健センター22、介護保険5）計33名である。

表1－(1) 管内保健師就業状況（平成28年4月1日現在）

(単位：人)

区 分 年 度	総数	保健所	市 町 村			
			保健衛生	福祉	介護保険	その他
平成26年度	30	5	19	2	4	0
平成27年度	32	6	21	0	5	0
平成28年度	33	6	22	0	5	0

(2) 保健所保健師活動

地域住民に対し保健活動を効果的に提供するために、各機関と連携を図り保健師活動を展開した。地域保健福祉課では慢性疾患を有する児とその家族・精神障害者等を、健康生活支援課では難病・結核等を重点に家庭訪問、個別指導等の地区活動を実施した。

表1－(2) 家庭訪問等個別指導状況（平成29年3月31日現在）

(単位：件)

区 分 種 別	家庭訪問		訪問以外の保健指導				個別の連携 ・連絡調整
			面 接		電 話	メー ル	
	実数	延数	実数	延数	延数	延数	延数（再掲：会議）
総 数	38	131	313	376	566	59	9
感 染 症	8	43	-	-	93	-	-
結 核	15	61	16	46	5	59	2
精 神 障 害	2	2	-	-	3	-	-
長 期 療 養 児	1	2	125	138	161	-	-
難 病	12	23	29	49	84	-	7
生 活 習 慣 病	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他 の 疾 病	-	-	-	-	209	-	-
妊 産 婦	-	-	-	-	-	-	-
低 出 生 体 重 児 （ 未 熟 児 ）	-	-	-	-	-	-	-
乳 幼 児	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	-	-	142	142	11	-	-
訪 問 延 世 帯 数	35	127					

(3) 保健師関係研修（研究）会実施状況

ア 管内保健師業務連絡研究会

表 1 - (3) - ア 管内保健師業務連絡研究会実施状況

開催年月日	テ ー マ	主 な 内 容	参加人員
平成 28 年 8 月 2 日	現任教育	報告「千葉県現任教育マニュアル ～平成 28 年 3 月改訂版について～ 講演「保健師に求められる能力」 講師 保健医療大学 看護学科 准教授 雨宮有子 氏 グループワーク	16 名
平成 28 年 9 月 20 日	現任教育	講演「評価を踏まえた保健活動・事業計画書の作成」 講師 保健医療大学 看護学科 准教授 雨宮有子 氏 グループワーク	17 名
平成 29 年 1 月 25 日	母子保健	講演「精神疾患のある妊産婦への支援」 講師 木野崎病院 医師 北尾淑恵 氏	15 名

イ 所内保健師研究会

表 1 - (3) - イ 所内保健師研究会実施状況

開催年月日	主 な 内 容	参加人員
平成 28 年 4 月 14 日	平成 28 年度の各課の業務・保健師現任教育について	6 名
平成 28 年 8 月 16 日	事例検討・医療監視看護部門の調査について	6 名
平成 28 年 11 月 9 日	保健師業務収録について	6 名

ウ 保健所保健師ブロック研修会

表 1 - (3) - ウ 保健所保健師ブロック研修会実施状況

開催年月日	主 な 内 容	参加人員
平成 29 年 2 月 17 日	担当：野田健康福祉センター (1) 講演「保健師のための行政学入門」 講師 東京医科大学 准教授 吉岡京子 氏	25 名

(4) 管内看護管理者研修会

表 1 - (4) 看護管理者研修状況

開催年月日	主 な 内 容	参加人員
平成 29 年 3 月 13 日	情報提供・野田市の介護保険制度 ・小張総合病院における介護連携 ・介護と看護の連携 情報交換	32 名

2 母子保健事業

(1) 母子保健推進協議会

野田保健所管内の母子保健事業の推進のため関係機関との連携・調整を図り共通課題について検討した。今年度は児童虐待をテーマに協議会を開催した。

表2- (1) 母子保健推進協議会実施状況

開催年月日	委員数	主な協議内容
平成29年 2月15日	10名	1 協議会議題 管内機関の現状について報告・情報共有・意見交換 2 講演 「医療機関における虐待対応と多機関連携」 講師 国保松戸市立病院 小児科医長 小橋孝介 氏

(2) 母子保健関係研修会

管内の母子保健に従事する関係者の資質の向上を図る目的で研修会を開催した。

表2- (2) 母子保健関係研修会実施状況

研修会の名称	開催年月日	参加者数・職種	内容
保健推進員研修会	平成28年 7月14日	保健推進員、 保健師74名	講演 「早期発見・適切な治療が肝癌予防の 第一歩」 講師 キッコーマン総合病院 院長代理 三上繁 氏
(再掲) 母子保健指導者研修会	平成29年 1月25日	保健師、看護師、 養護教諭等 10名	講演 「精神疾患のある妊産婦への支援」 講師 木野崎病院 医師 北尾淑恵 氏

(3) 人工妊娠中絶届出

母体保護法第 25 条により医師から届出がなされた人工妊娠中絶実施報告に基づき、妊娠週別年齢階級別に届出数を計上した。届出数には管外在住者分も含まれている。

表 2 - (3) 人工妊娠中絶届出状況

(単位：人)

区分 妊娠週数	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 2 8 年 度									
			総 数	20 歳 未 満	20 〜 24	25 〜 29	30 〜 34	35 〜 39	40 〜 44	45 〜 49	50 歳 以 上	不 詳
総 数	361	334	316	37	71	53	59	65	30	1	0	0
満 7 週以前	145	120	122	12	15	21	23	34	16	1	0	0
満 8 週～満 11 週	140	132	123	13	31	20	24	23	12	0	0	0
満 12 週～満 15 週	14	20	14	2	6	1	2	3	0	0	0	0
満 16 週～満 19 週	35	40	25	5	8	4	5	3	0	0	0	0
満 20 週～満 21 週	26	22	32	5	11	7	5	2	2	0	0	0
不 詳	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(4) 特定不妊治療費助成事業

不妊治療のうち、医療保険が適用されず高額な医療費がかかる体外受精及び顕微授精について、治療に要する費用の一部を助成することにより、不妊に悩む夫婦の経済的負担軽減を図っている。また平成 28 年より、助成対象範囲を年齢に応じた助成回数へと変更、男性不妊治療を新たな助成対象としている。

ア 特定不妊治療費助成制度事業

表 2 - (4) - ア 特定不妊治療費助成実施状況

(単位：件)

年 度	実 件 数	延 件 数	内 訳			
			体外受精	顕微授精	男性不妊	そ の 他
平成 26 年度	67	120	15	57	0	48
平成 27 年度	61	101	24	39	0	38
平成 28 年度	63	111	17	49	3	42

(5) 小児慢性特定疾病医療費助成制度事業

小児慢性特定疾病児童等の健全育成の観点から、小児慢性特定疾病児童等家庭の医療費の負担軽減を図る目的で、小児慢性特定疾病医療支援に係る医療費の助成を行っている。

表 2 - (5) 小児慢性特定疾病医療費助成制度受給者状況 (各年 3 月 31 日現在)

(単位：件)

疾 患 名		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
総 数		133	143	140
1	悪 性 新 生 物	9	11	13
2	慢 性 腎 疾 患	10	8	9
3	慢 性 呼 吸 器 疾 患	6	6	7
4	慢 性 心 疾 患	22	25	24
5	内 分 泌 疾 患	50	54	46
6	膠 原 病	7	7	7
7	糖 尿 病	9	10	10
8	先 天 性 代 謝 異 常	3	3	3
	血友病等血液・免疫疾患 (旧制度)	2	—	—
9	血 液 疾 患	—	1	1
10	免 疫 疾 患	1	—	1
11	神 経 ・ 筋 疾 患	9	11	11
12	慢 性 消 化 器 疾 患	3	5	6
13	染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	2	2	1
14	皮 膚 疾 患	—	—	1

*9 血液疾患・10 免疫疾患・13 染色体又は遺伝子に変化を伴う疾患・14 皮膚疾患については、平成 27 年 1 月から新制度となり新しく登録された疾患である。

(6) 療育医療制度

療育医療 (児童福祉法第 21 条の 9) は、結核で長期の療養を必要とする児童を指定医療機関に収容して医療給付を行うほか、学用品・日用品の給付を行うもので、平成 28 年度の申請者は 0 人だった。

(7) 長期療養児療育指導事業

長期療養児の支援に携わる関係者の知識普及・啓発を図り、支援を充実する目的で研修会を開催した。

表 2 - (7) 長期療養児療育指導事業

名 称	実施年月日	参加人数・内訳	内 容
長期療養児 研修会	平成 29 年 3 月 10 日	保育士、養護教 諭、保健師、看護 師等 22 名	講演「子どもの糖尿病～保育者・先生方に知ってほしい こと～」 講師 国保松戸市立病院 小児科医長 成瀬裕紀 氏

(8) 思春期保健相談事業

思春期における心身の変化及び発達の理解と自己肯定感を高めることを目的に、健康教育を実施した。

表2-(8)-ア 思春期保健事業講演会

名 称	開催年月日	参加者	内 容
思春期講演会	平成28年 7月12日	野田市立北部中学校 3年生 168人	講演「自分を大切に生きる」 講師 あだち助産院 院長 足立千賀子 氏
思春期講演会	平成28年 11月24日	野田市立第一中学校 3年生 113人	講演「自分を大切に生きる」 講師 あだち助産院 院長 足立千賀子 氏
思春期講演会	平成29年 2月24日	野田市立二川中学校 3年生 90人	講演「自分を大切に生きる」 講師 あだち助産院 院長 足立千賀子 氏

3 成人・老人保健事業

(1) 介護サービス施設・事業所設置状況

管内には、介護老人保健施設4施設・訪問看護ステーション5施設がある。(資料編に記載のとおり)

ア 介護老人保健施設実地指導

千葉県老人保健施設実地指導要綱に基づき、松戸健康福祉センター監査指導課と合同で、2施設について実地指導を行った。

表3-(1)-ア 介護老人保健施設実地指導状況

実 施 年 月 日	介 護 老 人 保 健 施 設
平成28年9月9日	福聚園
平成29年1月24日	葵の園・野田

(2) がん検診推進員育成講習会

各地域でがん検診の声かけ運動等を実施することにより受診率の向上を図ることを目的に、各市の健康づくり推進員、保健推進員及び食生活改善推進員等に対し、講習会を行った。松戸健康福祉センターと輪番開催しており、当年度は野田健康福祉センターが開催した。

表3-(2) がん検診推進員育成講習会

開催年月日	参加者数	内 容
平成29年 1月16日	地域ボランティア、看護学生、 地域保健関係者等	講演「子宮頸がん講座～検診を受けに行こう～」 講師 聖順会 ジュノ・ヴェスタクリニック八田 院長 八田真理子 氏

(3) その他のがん対策事業

ア たばこの健康影響についてポスター掲示等により啓発を行った。

イ 食品衛生講習会で飲食店従事者に対して公共の場・職場等における受動喫煙防止対策について啓発した。(4回 415名)併せて、喫煙環境表示ステッカーを配布した。(19施設)

4 一人ひとりに応じた健康支援事業

(1) 健康教育事業

生と性に関して、それぞれの年代における心身の変化及び発達への理解を深め、生涯を通じた健康づくりを段階的に行う目的で思春期講演会を開催した。

表4- (1) 健康教育事業

開催年月日	健康教室	参加人員
平成29年 2月13日	内容 講演「健幸華齡(けんこうかれい)のための食事、運動、心の持ち方」 講師 筑波大学 体育系 教授 田中喜代次 氏	44名

(2) 健康相談事業

身体的、精神的な悩みを有する思春期以降の全年齢層にわたる男女を対象とし、保健師等が電話相談に応じた。

表4- (2) 健康相談実施状況(電話)

(単位:件)

年度 \ 区分	男性	女性	総数
平成26年度	—	6	6
平成27年度	—	4	4
平成28年度	10	5	15

5 総合的な自殺対策推進事業

(1) 住民向け講演会・相談対象者向け研修会

表5－(1) 研修会の実施状況

名 称	実施年月日	参加者数・職種	内 容
平成28年度 自殺対策研修会	平成29年 2月27日	21人 野田市職員、 管内関係機関職員	情報共有 ・千葉県の上自殺対策について ・平成28年度野田保健所管内の上自殺の実態 情報提供 ・自殺対策推進のための関係各課との連携・体制づくりについて 講演 ・「自殺対策とメンタルヘルス」 千葉県精神保健福祉センター長 岡田眞一氏

6 地域・職域連携推進事業

表6－(1) 野田地域・職域連携推進協議会開催状況

開催年月日	参加数	主 な 内 容
平成29年1月23日	15名	1 平成28年度実績報告 2 情報提供 健康ちば地域・職域連携推進協議会の情報 野田の健康課題 3 平成29年度事業計画

表6－(2) 野田地域・職域連携推進協議会作業部会開催状況

開催年月日	参加数	主 な 内 容
平成28年6月9日	16名	1 議事 ・健康セミナーについて ・野田市健康づくりフェスティバルについて ・事業所向け新聞と住民向け健康情報リーフレット(案)について ・その他 健康講演会について 2 編集会議 ・事業所向け新聞 ・住民向け健康情報リーフレット

表 6 - (3) 共同事業開催状況

開催年月日	主な内容
平成28年9月26日	健康講演会（柏労働基準協会野田支部と共催） 参加者 92 名 ・講演「受動喫煙防止について」 講師 労働安全コンサルタント 清宮昭夫 氏
平成28年10月16日	野田市健康づくりフェスティバル 来場者 1288 名 ・パネル展示・協議会で作成した健康情報リーフレットの配布 ・アンケートによる住民の健康意識調査（アンケートの回収：760 件） ・こども向け「たべもののうた」クイズ
平成28年12月5日	健康セミナー 参加者 62 名 ・講演・実技「正しいウォーキングの姿勢づくり」 講師 スポーツクラブ&スパルネサンス野田 インストラクター 平野 望 氏

7 栄養改善事業

（1）健康増進（栄養・運動等）事業

健康増進事業では、県民からの来所や電話による栄養相談等及び、住民や関係者のニーズに応じて、クローン病・潰瘍性大腸炎の栄養教室、時間栄養学を活用したバランスの良い食生活、給食管理の基本等についての研修会を開催し、正しい知識の普及啓発に努めた。

また、地域における受動喫煙防止を推進するため、衛生講習会の場で飲食店等を対象に啓発を行った。

表 7 - (1) 健康増進（栄養・運動等）指導状況

（単位：人）

		個別指導延人員							集団指導延人員							
		栄養指導	(再掲)病態別栄養指導	(再掲)訪問による栄養指導	運動指導	(再掲)病態別運動指導	休養指導	禁煙指導	その他	栄養指導	(再掲)病態別栄養指導	運動指導	(再掲)病態別運動指導	休養指導	禁煙指導	その他
実施数	妊産婦															
	乳幼児				/	/	/	/			/	/	/	/		
	20歳未満 (妊産婦・乳幼児を除く)								18							
	20歳以上 (妊産婦を除く)	3	1						89	41					415	
(再掲)医療機関等へ委託	妊産婦															
	乳幼児				/	/	/	/			/	/	/	/		
	20歳未満 (妊産婦・乳幼児を除く)															
	20歳以上 (妊産婦を除く)															

参照（地域保健・健康増進事業報告作成要領）

ア 病態別個別指導

表 7 - (1) - ア 病態別個別指導状況

（単位：人）

種別 \ 区分	計	生活習慣病	難病	アレルギー疾患	摂食障害	その他
病態別栄養指導	1	1				
病態別運動指導						

イ 病態別栄養教室・講座等実施状況

表 7 - (1) - イ 病態別栄養教室・講座等実施状況

名 称	開催年月日	対象者	参加数	内 容
クローン病・ 潰瘍性大腸炎の 栄養教室	平成 29 年 2 月 28 日	クローン病・ 潰瘍性大腸炎の 患者、家族等	39 人	講演 「病気と上手に付き合っていくために」 講師 東京医科歯科大学医学部附属病院 臨床栄養部 副部長 斎藤恵子 氏

ウ 地域における健康づくり推進事業実施事業

表 7 - (1) - ウ 地域における健康づくり推進事業実施状況

名 称	開催年月日	対象者	参加数	内 容
健康づくり教室	平成 28 年 9 月 30 日	野田市ヘルス サポーターの会	40 人	講演 「バランスの良い食事と時間栄養学を踏ま えた健康的な食生活について」 講師 女子栄養大学 栄養学部 実践食事管理研究室 准教授 西村早苗 氏

エ 国民（県民）健康・栄養調査

表 7 - (1) - エ 国民（県民）健康・栄養調査状況

調査名	調査地区（対象）	調査年月日・調査内容等
実施なし		

オ 特別用途食品・食品に関する表示指導・普及啓発実施状況

表 7 - (1) - オ - (ア) 特別用途食品・食品に関する表示指導・普及啓発実施状況

指導内容	業者への指導（相談対応を含む）・普及啓発				
	個別指導・個別相談		集団指導・普及啓発		
	実指導食品数	延指導・相談件数	回数	延対象者数	内容
特別用途食品及び特定保健用食品について	2(2)	4(4)	()	()	
食品表示基準について	7	14			
栄養機能食品について	2	3			
機能性表示食品について					
虚偽誇大広告について	2	4			
その他一般食品について (いわゆる健康食品を含む)	1	2			
	県民への指導（相談対応を含む）・普及啓発				
	個別指導・個別相談		集団指導・普及啓発		
	実指導食品数	延指導・相談件数	回数	延対象者数	内容
特別用途食品及び特定保健用食品について	()	()	()	()	
食品表示基準について			1	9	栄養学生に講義
栄養機能食品について					
機能性表示食品について					
虚偽誇大広告について					
その他一般食品について (いわゆる健康食品を含む)					

() 内は、特定保健用食品再掲

表 7 - (1) - オ - (イ) 特別用途食品許可取り扱い件数（単位：件）

内 容	取扱件数
新規許可申請受付	0 ()
消滅事由該当届出数	0 ()
申請・表示事項変更届出数	2 (2)

() 内は、特定保健用食品再掲

表 7 - (1) - オ - (ウ) 特別用途食品に対する検査・指導件数 (単位 : 件)

管内で製造される特別用途食品数	実検査食品数	延検査・指導食品数
9 (9)	()	()

() 内は、特定保健用食品再掲

カ 食生活に関する正しい知識の普及啓発指導

表 9 - (1) - カ 食生活に関する正しい知識の普及啓発指導状況

個 別		集団指導		
内容	延人員	内容	延回数	延参加者数
		健康づくりフェスティバル ・パネル等の展示 「食塩の目標量について」	1	1,288

(2) 給食施設指導

健康増進法に基づいて届け出のあった特定給食施設等 72 施設に対し、法に示されている「栄養管理の基準」の実施について必要な指導及び助言を実施した。

また、施設状況や栄養管理状況の報告を求め、得られた情報を基に、集団指導を年 2 回、個別指導を全施設対象に行なった。

給食施設状況

表 7 - (2) 給食施設状況

(単位 : 件)

施設 総数	管理栄養士 のみ いる施設		管理栄養士 栄養士どちらも いる施設			栄養士のみ いる施設		管理栄養士 どちらも いない施設	管理栄養士 必置指定 施設		栄養成 分表示 施設	栄養教 育 実施施 設
	施 設 数	管理 栄養士 数	施 設 数	管理 栄養士 数	栄 養 士 数	施 設 数	栄 養 士 数		施 設 数	管理 栄養士 数		
72	25	26	15	34	23	24	31	8	1	8	71	53

ア 給食施設指導状況

表 7 - (2) - ア 給食施設指導状況

(単位：件)

区 分			計	特定給食施設		その他の給食施設
				1回300食以上 又は 1日750食以上	1回100食以上 又は 1日250食以上	
個別指導	給食管理指導	巡回個別指導施設数	74	17	39	18
		その他指導施設数	300	84	149	67
	喫食者への栄養・運動指導延人員					
集団指導	給食管理指導	回数	2	2	2	2
		延施設数	95	28	45	22
	喫食者への 栄養運動指導	回数				
		延人員				

イ 給食施設個別巡回指導

表7-(2)-イ 給食施設個別巡回指導状況

	施設種別	総施設数	総指導施設数	管理栄養士・栄養士配置状況							
				管理栄養士のみ いる施設		管理栄養士・栄養士 どちらもいる施設		栄養士のみ いる施設		どちらもいない 施設	
				施設数	指導 施設数 (再掲)	施設数	指導 施設数 (再掲)	施設数	指導 施設数 (再掲)	施設数	指導 施設数 (再掲)
合計		72	72	19	19	22	22	25	25	6	6
指定施設①	計	1	1			1	1				
	学校										
	病院	1	1			1	1				
	介護老人保健施設										
	老人福祉施設										
	児童福祉施設										
	社会福祉施設										
	事業所										
	寄宿舎										
	矯正施設										
	自衛隊										
	一般給食センター										
	その他										
300食/回, 750食/日以上 (指定施設を除く) ②	計	17	17	7	7	4	4	6	6		
	学校	15	15	7	7	2	2	6	6		
	病院	2	2			2	2				
	介護老人保健施設										
	老人福祉施設										
	児童福祉施設										
	社会福祉施設										
	事業所										
	寄宿舎										
	矯正施設										
	自衛隊										
	一般給食センター										
	その他										
100食/回, 250食/日以上 (①,②除く)	計	37	37	8	8	12	12	14	14	3	3
	学校	6	6	1	1			5	5		
	病院	4	4			4	4				
	介護老人保健施設	4	4	1	1	3	3				
	老人福祉施設	8	8	3	3	4	4	1	1		
	児童福祉施設	13	13	3	3	1	1	7	7	2	2
	社会福祉施設										
	事業所	2	2					1	1	1	1
	寄宿舎										
	矯正施設										
	自衛隊										
	一般給食センター										
	その他										
その他の給食施設	計	17	17	4	4	5	5	5	5	3	3
	学校	1	1	1	1						
	病院	1	1			1	1				
	介護老人保健施設										
	老人福祉施設	4	4	1	1	3	3				
	児童福祉施設	7	7	2	2			3	3	2	2
	社会福祉施設	3	3			1	1	2	2		
	事業所										
	寄宿舎										
	矯正施設										
	自衛隊										
	一般給食センター										
	その他	1	1							1	1

※施設に出向き個別指導した施設数を記入する。

※管理栄養士・栄養士配置施設の記入については、「衛生行政報告例記入要領」を参照すること。

ウ 給食施設開始届・廃止（休止）届・変更届指導

表 9 - (2) - ウ 給食施設開始届・廃止（休止）届・変更届指導（単位：件）

	給食施設開始（再開）	給食施設廃止（休止）	給食施設変更届
届出数	2	2	40
指導数	2	2	40

エ 給食施設集団指導

表 9 - (2) - エ 給食施設集団指導状況

名称	開催年月日	対象者	参加者数	内容
給食施設従事者研修会	平成 28 年 6 月 7 日	給食施設従事者等	76	講話 「給食施設における衛生管理」 講師 野田健康福祉センター 食品衛生監視員 情報提供 「千葉県健康課題」 「栄養管理状況報告書の集計結果」 担当 野田健康福祉センター 栄養指導員
給食施設栄養士研修会	平成 29 年 3 月 7 日	給食施設栄養士・管理栄養士	60	講演 「給食施設栄養管理状況報告書を活用した給食管理の基本」 講師 女子栄養大学 給食・栄養管理研究室 教授 石田裕美

(3) 健康ちば協力店推進事業

表 7 - (3) - ア 健康ちば協力店登録状況

28 年度登録件数			累計状況	
登録件数	変更件数	取消件数	登録累計数	実登録店舗数
1			20（内取消 5）	15

表 7 - (3) - イ 健康ちば協力店推進事業実施状況

区分	飲食店等に対する普及啓発及び指導状況		登録後の協力店に対する指導			県民に対する普及啓発及び指導状況	
	回数	延人員	回数	延店舗数	延人員	回数	延人員
個別指導	1	1					
集団指導	5	491	5			5	491
合計	5	492	5			5	491

(4) 栄養関係団体等への育成・支援

表7- (4) 栄養関係団体等への育成・支援状況

組織状況及び活動状況			保健所による育成状況	
名称	会員数及び加入組織数	活動内容	育成内容	延育成人員
野田市食生活改善推進委員会	51	研修会 会議等	退任式並びに委嘱式出席 運営の助言等	51
千葉県調理師会 野田支部	100	研修会 大会等	調理師大会への参加 運営の助言等	100

(5) 市町村への技術・助言支援等

表7- (5) -ア 市町村への技術支援、助言

名称	開催月日	対象者	参加者数	内容
野田市学校保健会 理事会	平成28年 4月26日	/	/	理事会への出席、助言
第1回野田市小児期における生活習慣病対策委員会	平成28年 5月24日	/	/	委員会への出席、助言
第2回野田市小児期における生活習慣病対策委員会	平成29年 2月7日	/	/	委員会への出席、助言

表7- (5) -イ 管内行政栄養士研究会等の開催状況

名称	延回数	延参加人員	主な内容
管内栄養士業務連絡会	2	26	・PDCA サイクルに基づく事業の推進についての検討 ・情報交換等

※ 市町村（在宅）栄養士研修会を含む

(6) 調理師試験及び免許関係

表7- (6) 調理師試験及び免許取扱状況 (単位：名)

年度	調理師試験			免許交付		
	受験者数	合格者数	合格率(%)	新規交付	書換交付	再交付
平成26年度	33	16	48.4	44	2	6
平成27年度	30	16	53.3	50	8	6
平成28年度	16	9	56.3	44	5	11

(7) その他（各保健所の独自事業）

事業名	事業概要	回数	参加人数
栄養学生 実習	1日目 合同講義 「保健所業務について」 2日目 講義 「保健所栄養業務について」 事業参加 「健康づくり教室」 3日目 事業参加 「管内栄養業務連絡会」 演習発表 「PDCAサイクルの基づく成果のみえる栄養施策について」	3	2校9名 東京家政学院 大学4名 聖徳大学5名

8 歯科保健事業

(1) 難病及び精神障害者等歯科保健サービス

表8- (1) 難病及び精神障害者等歯科保健サービス実施状況

名称	対象者	開催月日	内容	参加人員
実施なし				

(2) その他（各保健所の独自事業）

表8- (2) その他（各保健所の独自事業）

名称	対象者	開催月日	内容	参加人員
(再) 歯科保健に関する普及啓発	商工会議 所会員事 業所	2月発行	事業所向け健康新聞に歯科保健に関する記事を掲載	1,650部 配布

9 精神保健福祉事業

(1) 管内精神科病院と入院等の状況

精神科病院3施設、精神科、心療内科を標榜する診療所は2施設ある。また精神科デイケアが3ヶ所の精神科病院で開設されている。

管内の患者で県内精神科病院へ入院している割合(人口万対入院患者数)は24.0人であり、県全体の14.0人と比較して高かった

表9-(1)-ア 管内病床数・入院患者の状況(平成28年6月30日現在)(単位:件)

区分 年度 市町村	管 内 人 口	精 神 科 病 院 数	病 床 数	人 口 万 対 病 床 数	入 県 内 病 院 患 者 へ の 数	人 口 万 対 入 院 患 者 数	管内の患者の入院先(再掲)					
							圏内の病院への入院患者数				圏外の病院への入院患者数	
							管内病院		管外病院			
							数	%	数	%	数	%
平成26年度	154,447	3	743	48.1	355	23.0	299	84.2	41	11.5	15	4.2
平成27年度	154,016	3	743	48.2	360	23.4	304	84.4	38	10.6	18	5.0
平成28年度	155,239	3	703	45.3	373	24.0	315	84.5	45	12.1	14	3.8
県全体	6,239,018	52	12,567	20.1	8,719	14.0	5,814	66.7	621	7.1	2,284	26.2

(注) 1 人口は、各年7月1日現在。(千葉県毎月常住人口調査による)

表9-(1)-イ 管内病院からの届出等の状況 (単位:件)

種別 年度	医療保護 入院届 (保護者の 同意)	応 急 入院届	医療保護 入院届の 退院届	措置症状 消退届	措置入院 定期病状 報告書	医療保護 入院定期 病状報告	その他
平成26年度	257	—	249	4	3	344	1
平成27年度	243	—	235	6	0	353	4
平成28年度	218	—	209	17	3	372	9

※ 1 その他は、転院許可申請9件、仮退院申請0件、再入院届0件の合計

(2) 措置入院関係

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」第22条から法第26条の3に基づく申請、通報、届出等について、必要に応じ精神保健指定医による診察を実施し、精神障害による自傷他害のおそれがあると診断された者については、指定病院まで移送し入院措置をする等、緊急かつ優先的対応が求められている。警察官からの通報(同法第23条)が年々増加している。

表9－(2)－ア 申請・通報・届出及び移送処理状況 (単位：件)

申請通報等の別	申請・通報届出件数	診察の必要がないと認めた者	法第27条の診察を受けた者			法第29条の2の診察を受けた者			法第29条の2の2の移送業務		
			法第29条該当症状の者	その他の入院形態	通院・その他	法第29条の2該当症状の者	その他の入院形態	通院・その他	1次移送	2次移送	3次移送
平成26年度	37	31	5	—	—	4	—	1	—	—	—
平成27年度	69	62	4	—	2	1	—	1	—	—	2
平成28年度	147	120	20	—	7	3	—	—	—	—	13
法第22条一般人からの申請	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法第23条警察官からの通報	139	113	19	—	7	3	—	—	—	—	13
法第24条検察官からの通報	1	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—
法第25条保護観察所の長からの通報	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法第26条矯正施設の長からの通報	6	6	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法第26条の2精神科病院管理者からの届出	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法第26条の3医療観察法に基づく指定医療機関管理者及び保護観察所長からの通報	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法第27条第2項申請通報に基づかない診察	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

- ※1 「申請・通報・届出件数」は受理日で集計
 2 「法第29条の2該当症状の者」は、法第27条の診察を受けた者の内数
 3 1次・2次移送は、診察までの移送、3次は措置決定後の病院までの移送

表9－(2)－イ 措置診察を受けた対象者の病名 (単位：件)

病名	総数	統合失調症等	気分障害	器質性精神障害		中毒性精神障害			神経症性障害等	パーソナリティ障害	知的障害	てんかん	その他の精神障害	その他の
				認知症	その他	アルコール	覚せい剤	その他						
				F00～F03	F04～F09	F10	F15							
年度結果		F2	F3	F00～F03	F04～F09	F10	F15		F4	F6	F7	G40		
平成26年度	37	14	4	1	—	2	1	—	1	5	3	—	1	4
平成27年度	7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
平成28年度	27	17	2	—	1	1	—	—	—	5	—	—	—	1
診察実施	要措置	20	17	2	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—
	不要措置	7	—	—	—	1	—	—	—	5	—	—	—	1

- ※1 その他には病名不詳を含む。
 2 F0～F9、G40は、世界保健機関(WHO)の国際疾病分類(ICDカテゴリー)の分類。

表9－(2)－ウ 管内病院における入院期間別措置入院患者数（各年3月31日現在）
 (単位：人)

入院期間 年度	総数	6カ月未満	6カ月以上 1年未満	1年以上 3年未満	3年以上
平成26年度	1	1	—	—	—
平成27年度	—	—	—	—	—
平成28年度	3	3	—	—	—

表9－(2)－エ 申請・通報・届出関係の相談等（各年3月31日現在）
 (単位：人)

性・年齢 区分	実数	性			年 齢					延回数
		男	女	不明	20歳 未満	20歳 ～ 39歳	40歳 ～ 64歳	65歳 以上	不明	
相談	3	2	1	—	1	1	1	—	—	3
訪問	40	26	14	—	2	10	26	2	—	40
電話	147	73	74	—	12	51	68	16	—	735

(3) 医療保護入院のための移送（法34条）

指定医の診察の結果、精神障害者であり、かつ直ちに入院させなければその者の医療及び保護を図る上で著しく支障が認められるものの、本人の治療同意が得られない場合、その家族等のうちいずれかの者の同意がある時は、医療保護入院させるために知事の権限で応急指定病院に移送することができる制度である。平成28年度の適用事例は0件。

表9－(3) 医療保護入院のための移送処理状況（単位：件）

年度 区分	受付件数	指定医の診察件数	移送件数
平成26年度	—	—	—
平成27年度	—	—	—
平成28年度	—	—	—

(4) 自立支援医療（精神通院）及び保健福祉制度関係

「障害者総合支援法」に規定されている自立支援医療（精神通院医療）ならびに「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に規定されている精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にある。

表9－(4)－ア 自立支援医療（精神通院医療）利用者数（各年3月31日時点）
（単位：人）

年度・市町村	利用者数
平成26年度	1,821
平成27年度	1,905
平成28年度	1,996

※平成14年から自立支援医療（精神通院医療）の申請受付窓口は、市町村に移譲されている。

表9－(4)－イ 精神障害者保健福祉手帳所持者数（各年3月31日現在）
（単位：人）

年度・市町村	級			
	計	1級	2級	3級
平成26年度	866	154	446	173
平成27年度	955	204	547	204
平成28年度	1,061	223	606	232

※平成14年から精神保健福祉手帳の申請受付窓口は、市町村に移譲されている。

表9－(4)－ウ 精神障害者福祉関係諸手続きの状況（単位：件）

年度	区分	生計同一証明書	社会適応訓練
		常時介護証明書 発行件数	申込書受理件数
平成26年度		8	—
平成27年度		8	—
平成28年度		7	—

(5) 精神保健福祉相談・訪問指導実施状況

精神疾患とその治療、ストレスをはじめとする心の健康に関する相談、必要に応じた訪問活動を行っている。また、精神科嘱託医師による定例相談及び訪問指導を月2回実施している。この他、精神保健福祉相談員等の保健所職員による相談（面接・電話）、訪問支援を随時実施している。

表9－(5)－ア 精神科嘱託医による定例相談

実施日	時間	場所
毎月 第2 金曜日	14：00～16：00	健康福祉センター（保健所）
毎月 第4 火曜日	14：00～16：00	

表9－(5)－イ 対象者の性・年齢 (単位：人)

性・年齢 区分	実数	性			年 齢					延回数
		男	女	不明	20歳未満	20歳～39歳	40歳～64歳	65歳以上	不明	
平成26年度	73	43	40	—	2	24	39	8	—	224
平成27年度	83	47	36	—	2	31	31	17	2	239
平成28年度	69	36	33	—	2	21	26	16	4	200
野田市	68	35	33	—	2	21	25	16	4	189
管外・不明	1	1	—	—	—	—	1	—	—	11
相談	42	22	20	—	2	15	16	8	1	91
訪問	27	14	13	—	—	6	10	8	3	109

※1 同一人により相談を3回・訪問を2回した場合、相談実数1、訪問実数1、計2となり、延回数は5回となる。

2 電話相談は計上していない。

表9－(5)－ウ 電話・メール相談延件数 (単位：件)

	計	男性	女性	不明
電話	1,124	637	482	5
メール	1	—	1	—

表 9 - (5) - エ 相談の種別 (延数) (単位 : 件)

種別 区分	総数	精神障害に関する相談				中毒性精神障害に関する相談			ギャンブルの相談	摂食障害の相談	心の健康相談	思春期の相談	老年期の相談	てんかん	その他の相談	
		関診する療科	社会復帰等	生活支援	その他の相談	アルコール	覚せい剤	その他の中毒								
平成26年度	224	88	33	47	41	6	—	2	—	—	1	1	—	—	5	
平成27年度	227	84	8	50	78	—	—	7	—	—	—	—	—	—	—	
平成28年度	200	63	17	22	58	15	1	1	—	—	5	3	11	—	4	
相談	計	91	25	3	5	28	11	1	1	—	—	5	3	6	—	3
	男	55	13	2	4	14	7	1	1	—	—	3	3	6	—	1
	女	36	12	1	1	14	4	—	—	—	—	2	—	—	—	2
訪問	計	109	38	14	17	30	4	—	—	—	—	—	5	—	1	
	男	71	21	14	13	17	3	—	—	—	—	—	3	—	—	
	女	38	17	—	4	13	1	—	—	—	—	—	2	—	1	

表 9 - (5) - オ 援助の内容 (延数) (単位 : 件)

種別 年度	総数	医学的指導	受療援助	生活生活指導	社会復帰援助	紹介・連絡	方関係機関協議調整	その他
平成26年度	330	7	36	60	7	31	110	79
平成27年度	437	12	40	52	6	62	152	113
平成28年度	336	5	24	36	14	64	133	60

(注) 援助内容は重複あり

(6) 精神障害者社会復帰関係

社会復帰相談支援業として在宅精神障害者の社会復帰を目的とした、グループ活動をおとしたリハビリテーション活動として昭和 62 年からデイケアクラブを実施。地域の社会資源の充実に伴う参加者の減少により終了した。管内に当事者団体はないため当事者支援に特化した研修会等の実施はしていない。

(7) 地域精神保健福祉関係

管内の精神保健福祉に関する課題の検討と推進、関係機関の連携強化を図ることを目的として、管内精神科病院長、社会復帰施設長等出席のもと地域精神保健福祉連絡協議会を実施。平成28年度は「千葉県精神科救急医療システムの現状についての情報提供」と「措置患者支援」をテーマに県担当職員の講演ならびに地域の現状と課題について協議した。

ボランティア講座では、ボランティア団体の活動報告と今後の事業の方向性について意見交換を行った。新規ボランティア養成については今年度で終了とした。

表9-(7)-ア 会議・講演会等

会議・講演会等の名称	開催日	参加人数	対象者等
平成28年度野田保健所地域精神保健福祉連絡協議会	H29. 2. 23	12人	管内精神科病院長、社会復帰施設の長、市各担当課長 等

表9-(7)-イ 家族教室・断酒教室・ボランティア講座・心の健康市民講座等

教室・講座等の名称	開催日	受講者数		内 容
		実人数	延人数	
平成28年度家族教室	H29. 1. 12	12	12	アルコール問題に特化した、家族向け講演と家族ミーティング等
精神保健福祉ボランティア情報交換会	H29. 3. 23	12	12	・精神保健福祉ボランティアビオラの会から現在の活動状況報告 ・ボランティア育成事業についての意見交換

表9-(7)-ウ 組織育成 (単位:件)

種別 区分	総 数	家族会	断酒会	その他 (当事者グループ)
支援延件数	1	1	—	—

(8) 心神喪失者等医療観察法関係

心神喪失又は心神耗弱（精神障害のために善悪の区別がつかないなど、刑事責任を問えない状態）で、重大な他害行為（殺人、放火、強盗、強姦、強制わいせつ、傷害）を行った者に対して、適切な医療を提供し社会復帰を促進することを目的とした制度である。実施主体は保護観察所である。会議に出席し地域処遇の検討に加わる他、訪問支援を行っている。

表 9 - (8) 医療観察法に係る会議への参加 (単位：件)

会議種別	CPA会議	ケア会議	その他
参加回数	2	8	1

- ・平成 17 年から医療観察法が施行されたことに伴い、健康福祉センター（保健所）においても各種会議への参加等が求められている。
- ・「その他」は、CPA 会議(CARE PROGRAM APPROACH の略)とケア会議以外の会議に参加した者を計上している。

10 肝炎治療特別促進事業

B 型ウイルス性肝炎及び C 型ウイルス性肝炎の治癒を目的として、平成 20 年度からインターフェロン治療、平成 22 年度から核酸アナログ製剤治療、平成 23 年度からインターフェロン 3 剤併用療法への医療費助成制度が開始され、窓口相談・申請手続き業務を行っている。平成 26 年度にはインターフェロンフリー治療が助成対象となり、助成対象薬剤が拡充されたことに伴い、対象者が増加している状況である。

表 10 - (1) 肝炎治療特別促進事業受給者状況 (単位：人)

年度	治療 核酸アナログ 製剤	インターフェロン	インターフェロン フリー
平成 26 年度	61	18	37
平成 27 年度	52	3	83
平成 28 年度	70	0	70

11 難病対策事業

原因不明で治療方法が確立していない特定疾患 56 疾患の患者に対し、医療費の自己負担を助成していたが、「難病の患者に対する医療等に関する法律」（難病法）に基づく医療費助成制度が平成 27 年 1 月 1 日に施行された。それに伴い対象疾患は 110 疾患に拡充され、さらに同年 7 月 1 日には、306 疾患に拡大した。

また、これらの患者やその家族が抱える医療や療養生活に関する問題等に対し、専門医による相談、保健師等による訪問指導や窓口相談を実施した。

表 11 - (1) 特定疾患治療研究費受給者状況 (単位：件)

疾患名 下段：重症（内数）	年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	総 数	2	3	3
5 スモン		2	3	3
		2	3	3

表 11－（２）指定難病医療費助成制度受給者状況

（単位：件）

疾患名 下段：重症（内数）	年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	総 数	1,058	1,116	1,162
2 筋萎縮性側索硬化症		7	8	10
		2	4	3
3 脊髄性筋萎縮症		1	1	1
		1	1	1
5 進行性核上性麻痺		6	3	6
		4	2	2
6 パーキンソン病		122	133	138
		19	20	18
7 大脳皮質基底核変性症		3	3	4
		-	-	1
8 ハンチントン病		2	1	1
		2	1	1
11 重症筋無力症		22	25	26
		-	-	1
13 多発性硬化症/視神経脊髄炎		13	11	15
		3	3	3
14 慢性炎症性脱髄性多発神経炎/ 多巣性運動ニューロパチー		4	4	3
		-	-	-
16 クロウ・深瀬症候群		1	1	1
		-	-	-
17 多系統萎縮症		8	10	13
		6	6	5
18 脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く。）		30	33	39
		11	13	14
22 もやもや病		9	9	9
		1	1	1
23 プリオン病		-	1	-
		-	1	-
28 全身性アミロイドーシス		1	2	2
		-	-	-
34 神経線維腫症		5	5	5
		-	-	-
35 天疱瘡		10	11	10
		-	-	-
36 表皮水疱症		1	1	1
		-	-	-
37 膿疱性乾癬（汎発型）		1	3	3
		-	-	-
39 中毒性表皮壊死症		-	-	1
		-	-	-
40 高安動脈炎		8	6	6
		1	1	1
42 結節性多発動脈炎		7	4	6
		-	-	-

疾患名 下段：重症（内数）	年度	平成	平成	平成
		26年度	27年度	28年度
43 顕微鏡的多発血管炎		9	10	10
		1	2	2
44 多発血管炎性肉芽腫症		1	1	1
		-	-	-
45 好酸球性多発血管炎性肉芽腫症		-	2	3
		-	-	-
46 悪性関節リウマチ		11	10	10
		1	1	1
47 バージャー病		7	7	6
		-	-	-
49 全身性エリテマトーデス		77	73	78
		3	3	4
50 皮膚筋炎/多発性筋炎		24	25	24
		-	-	-
51 全身性強皮症		44	43	43
		1	1	1
52 混合性結合組織病		7	7	6
		-	-	-
53 シェーグレン症候群		2	7	11
		-	-	-
54 成人スチル病		1	2	2
		-	1	-
55 再発性多発軟骨炎		-	1	-
		-	-	-
56 ベーチェット病		27	27	26
		2	2	2
57 特発性拡張型心筋症		24	27	28
		6	5	5
58 肥大型心筋症		3	4	4
		-	1	1
60 再生不良性貧血		15	16	17
		-	-	-
61 自己免疫性溶血性貧血		-	2	-
		-	-	-
62 発作性夜間ヘモグロビン尿症		1	1	2
		-	-	-
63 特発性血小板減少性紫斑病		24	26	25
		-	-	-
65 原発性免疫不全症候群		3	3	3
		-	-	-
66 IgA腎症		1	1	4
		-	-	-
67 多発性嚢胞腎		3	5	7
		-	-	-

疾患名 下段：重症（内数）	年度	平成	平成	平成
		26年度	27年度	28年度
68 黄色靱帯骨化症		7	6	5
		-	-	-
69 後縦靱帯骨化症		49	53	48
		10	11	10
70 広範脊柱管狭窄症		3	2	2
		1	1	1
71 特発性大腿骨頭壊死症		18	19	21
		-	-	-
72 下垂体性 ADH 分泌異常症		-	-	1
		-	-	-
73 下垂体性 TSH 分泌亢進症		1	1	1
		-	-	-
74 下垂体性 PRL 分泌亢進症		1	1	1
		-	-	-
75 クッシング病		1	1	1
		-	-	-
76 下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症		1	-	-
		-	-	-
77 下垂体性成長ホルモン分泌亢進症		-	1	3
		-	-	-
78 下垂体前葉機能低下症		13	13	16
		-	-	-
84 サルコイドーシス		33	32	30
		1	-	-
85 特発性間質性肺炎		17	20	18
		2	2	-
86 肺動脈性肺高血圧症		4	5	6
		-	-	-
88 慢性血栓塞栓性肺高血圧症		4	4	4
		1	1	1
90 網膜色素変性症		39	42	43
		24	25	23
93 原発性胆汁性胆管炎		31	31	34
		1	1	1
94 原発性硬化性胆管炎		-	1	1
		-	-	-
95 自己免疫性肝炎		3	7	8
		-	-	-
96 クローン病		38	37	36
		1	1	1
97 潰瘍性大腸炎		250	249	249
		-	-	-
111 先天性ミオパチー		-	1	-
		-	-	-

疾患名 下段：重症（内数）	年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
	113 筋ジストロフィー	-	-	1
124 皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性 脳動脈症	-	-	1	-
127 前頭側頭葉変性症	-	1	1	-
167 マルファン症候群	-	1	1	-
214 心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	-	1	1	-
220 急速進行性糸球体腎炎	-	1	2	-
222 一次性ネフローゼ症候群	-	4	8	-
226 間質性膀胱炎（ハンナ型）	-	-	1	-
240 フェニルケトン尿症	-	3	3	-
247 イソ吉草酸血症	-	1	1	-
271 強直性脊椎炎	-	2	2	-
274 骨形成不全症	-	1	-	-
296 胆道閉鎖症	-	-	1	-
301 黄斑ジストロフィー	-	-	1	-

（3）先天性血液凝固因子障害治療研究費受給者状況

表 11－（3） 先天性血液凝固因子障害治療研究費受給者状況 （単位：人）

年度	総数
平成 26 年度	12
平成 27 年度	13
平成 28 年度	11

1 2 市町村支援

野田市からの委嘱等を受け協議会及び委員会等に、広域的・専門的立場で参加した。

(1) 市町村への支援状況

表 1 2 - (1) 市町村への支援状況

項目 市町村	会 議 ・ 連 絡			
	会 議 名	回 数	職 種	主なテーマ
野 田 市	野田市地域自立支援協議会	2	課	支援体制についての情報共有
	野田市地域自立支援協議会 野田市子ども部会	1	保	野田市障害児通所事業所連絡会について
	野田市高齢者虐待防止ネットワーク 代表者会議	1	課	高齢者虐待対応状況について
	野田市人権施策推進協議会	1	課	人権施策関連事業の取組について
	野田市老人福祉計画及び 介護保険事業計画推進等委員会	2	課	地域包括支援センターの事業実施報告等
	野田市特別支援教育連携協議会	3	課	特別支援教育の取組について
	野田市ドメスティック・バイオ レンス対策連絡協議会	1	課	DV事例報告

*職種：医（所長）、次（次長）、課（課長）、保（保健師）、栄（栄養士）、精（精神保健福祉相談員）、事（一般行政）

項目 市町村	会 議 ・ 連 絡			
	会 議 名	回 数	職 種	主 な テーマ
野 田 市	野田市要保護児童対策協議会	1	精	児童虐待防止推進月間の啓発事業・年間計画・事例検討
	野田市要保護児童対策協議会 (実務者)	1 1	保 精	児童福祉法の改正と市の対応について 事例検討会
	野田市要保護児童対策地域協議会 代表者会議	1	医	協議会の役割について 年間事業計画について 平成 26 年度の児童虐待について
	野田市小児期における生活習慣病対策委員会	1	医	平成 27 年度生活習慣病対策方針 サマースクールについて ほか
	野田市保健医療問題審議会	3	医	野田市食育推進計画(素案)について 食育推進計画の策定について
	野田市障がい者基本計画推進協議会	1	医	第 2 次野田市障がい者基本計画 (改定版)に基づく取組について
	野田市水道事業運営審議会	2	医	次年度予算原案概要 ほか

* 職種：医（所長）、次（次長）、課（課長）、保（保健師）、栄（栄養士）、精（精神保健福祉相談員）、事（一般行政）

1 3 福祉関係事業

(1) 民生委員・児童委員

「民生委員法」に基づき、地域社会の福祉増進に努めることを本務として、自主的な活動を行っている。市の区域に配置されている委員の委嘱・解嘱事務及び活動費、交付金事務に関する業務を行っている。

表 1 3 - (1) 民生委員・児童委員配置状況（平成 29 年 3 月 31 日現在）

（単位：人）

市町村	定数	現 員			左の内訳	
		民生委員 児童委員	主任児童 委員	計	男	女
平成 26 年度	206	190	16	206	84	122
平成 27 年度	206	190	16	206	83	123
平成 28 年度	206	187	16	203	90	113

(2) 児童福祉

「児童福祉法」により児童の心身の健やかな成長に寄与することを趣旨とし、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭に手当を支給する。また、家庭で監護されている障害のある児童（20 歳未満）の福祉の増進を図り、その生活に寄与することを目的として、児童の父若しくは母、又は養育者に対して手当を支給している。

「母子及び父子並びに寡婦福祉法」により、母子・父子家庭等の経済的自立とその児童（子）の福祉向上を図るため、母子・父子自立支援員が相談指導に当たるとともに、資金の貸付を行っている。

ア 児童扶養手当

父母の離婚などにより、父親、または母親と生計を同じくしていない児童を養育している母子・父子家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的に、児童扶養手当を支給している。

児童扶養手当認定事務は平成 14 年 8 月市に移譲されている。

イ 特別児童扶養手当

精神又は身体に政令で定める程度の障害を有する 20 歳未満の児童を監護している父若しくは母、又は養育者に対して特別児童扶養手当の認定及び支給を行った。

表 1 3 - (2) - イ 特別児童扶養手当受給状況 (単位:人)

区分 市町	受給者数	支給対象障害児数							
		身体障害		精神障害		重複障害		計	
		1級	2級	1級	2級	1級	2級	1級	2級
平成 26 年度	287	42	14	59	190	-	-	101	204
平成 27 年度	296	39	17	69	188	1	-	109	205
平成 28 年度	284	33	14	70	185	1	-	104	199

(注) 1人の受給者が複数の支給対象障害児を監護・養育する場合がある。

(3) 母子・父子・寡婦福祉資金

母子家庭・父子家庭・寡婦家庭の経済的自立と生活意欲の助長及びその児童の福祉向上を図ることを目的として母子父子寡婦福祉資金貸付制度により各種資金の貸付を行っている。平成 27 年 8 月から父子家庭も貸付の対象となったが、当センターでは母子家庭への貸付のみで、父子家庭、寡婦家庭の貸付は申請がない。

表 1 1 - (3) - ア 母子・父子福祉資金貸付状況 (単位:千円)

区分 市町村	事業開始	事業継続	修学	技能習得	修業	就職支度	医療介護	生活	住宅	転宅	就学支度	結婚
平成 26 年度			1,571 (2)									
平成 27 年度			1,272 (1)								1,431 (3)	
平成 28 年度			1,620 (1)								420 (1)	

(4) 高齢者福祉

野田市の高齢化が急激に進展しており、野田市の 65 歳以上人口は 28% である。

満百歳者に対し、祝品等の贈呈事業や公的年金を受給していない老人福祉施設入所者に対し法外援護給付金の支給を行っている。

ア 百歳者に対する祝品等贈呈事業

満百歳者に対し、社会発展の功労者として敬愛し、長寿を祝福するため内閣総理大臣から祝状及び記念品を贈呈した。

表 1 3 - (4) - ア 百歳者 (単位：人)

市町村	区分	百歳者	左の内訳	
			男	女
	平成 26 年度	24	7	17
	平成 27 年度	23	1	22
	平成 28 年度	30	8	22

イ 老人福祉施設入所者法外援護給付金支給事業

老人福祉施設の入所者で、公的年金等を受給していない人に対し法外援護給付金を支給する事務を行った。

表 1 3 - (4) - イ 老人福祉施設入所者法外援護給付金支給状況

市町村	区分	支給実人員 (人)	支給総額 (円)
	平成 26 年度	10	512,300
	平成 27 年度	10	498,200
	平成 28 年度	14	582,800

(5) 障害者福祉

「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例(以下、障害者条例)」に基づき、平成 19 年から健康福祉センターの所管区域ごとに広域専門指導員が知事から委嘱されている。障害のある人への差別に関する相談、個別の事案解決を図るとともに、障害のある人に対する理解を広げるための周知活動を行っている。

障害者の福祉の推進を図るため、市が行う在宅重度障害者等の手当の給付に対して、市へ補助金を交付するとともに在宅の重度身体障害児・者の日常生活用具の取付費の補助金を交付している。

ア 在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当給付事業

在宅の重度知的障害者及びねたきり身体障害者又はその家族に市が行う手当の給付に対して補助金を交付した。

表 1 3 - (5) - ア

在宅重度知的障害者福祉手当・ねたきり身体障害者福祉手当受給状況

市町村	区分	在宅重度知的障害者		ねたきり身体障害者	
		件数(人)	補助金額(円)	件数(人)	補助金額(円)
	平成 26 年度	117	6,124,200	—	—
	平成 27 年度	127	6,543,725	—	—
	平成 28 年度	127	6,578,325	—	—

イ 重度身体障害児・者日常生活用具取付費補助事業

在宅の重度身体障害児・者に対し、日常生活用具の取付に必要な経費を助成した。

表 1 3 - (5) - イ 重度身体障害者日常生活用具取付費補助状況

市町村	件数 (件)	内 容	補助金 (円)
平成 26 年度	5	移動又は移乗支援用具他	77,061
平成 27 年度	1	入浴補助用具	30,000
平成 28 年度	5	移動又は移乗支援用具他	77,960

ウ 障害者差別相談事業

障害者条例に基づき、当健康福祉センターに広域専門指導員が平成 19 年から駐在、平成 24 年度から駐在ではなく移管され、障害のある人への差別に関する相談に応じているほか、県民に対する条例周知や啓発活動をしている。

表 1 3 - (5) - ウ 障害者差別相談状況 (単位：件)

区 分	差別等相談 活動件数	差別等相談活動件数の内訳						相 談 件 数	虐 待 の 相 談 件 数	そ の 他 の 相 談 件 数	条 例 周 知 活 動
		電 話	来 所 面 接	訪 問 面 接	連 絡 ・ 調 整	関 係 機 関	会 ・ 会 議				
平成 26 年度	50	46	1	2	—	—	1	—	7	—	
平成 27 年度	1	1	—	—	—	—	—	—	5	21	
平成 28 年度	1	1	—	—	—	—	—	—	1	5	

エ 地域相談員の委嘱

知事に委嘱された地域相談員は福祉、雇用、教育など様々な分野に関して地域の身近な窓口として相談に応じている。

表 1 3 - (5) - エ 地域相談員委嘱状況 (単位：人)

区分 市町村	身体障害 者相談員	知的障害 者相談員	その他 相談員	計	左の内訳	
					男	女
平成 26 年度	7	4	8	19	9	10
平成 27 年度	7	4	8	19	9	10
平成 28 年度	7	4	8	19	8	11

(6) 配偶者暴力相談支援事業

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づいて当センターは配偶者暴力相談支援センターに指定され、DV相談員が配偶者（婚姻関係と同様の事情にある者を含む）からの暴力を受けた被害者からの相談を受け、必要な助言・支援を行っている。

表 1 3 - (6) 配偶者暴力相談支援状況

(単位：件)

区 分	総相談件数				来所相談件数				電話相談件数			
	総数	うち DV	うち ストーカー 行為等	うち 内閣府 報告分	総数	うち DV	うち ストーカー 行為等	うち 内閣府 報告分	総数	うち DV	うち ストーカー 行為等	うち 内閣府 報告分
平成 26 年度	24	21	0	17	2	2	0	2	21	16	0	15
平成 27 年度	34	30	1	27	3	3	0	3	31	27	1	24
平成 28 年度	24	21	0	20	1	1	0	1	23	20	0	19
区 分	書面提出件数	通報件数	来所相談証明書 発行件数	交際相手からの暴力相談件数								
				総数	通報							
平成 26 年度	—	—	—	—	—							
平成 27 年度	—	1	—	1	—							
平成 28 年度	—	—	—	—	—							

(7) 戦傷病者の援護

「戦傷病者特別援護法」に基づき、戦傷病者手帳の交付を受けた戦傷病者に対し、補装具の交付券・修理券の交付事務や乗車券引換証の変更事務を行っている。

ア 管内戦傷病者数及び援護状況

戦傷病者手帳所持者からの請求により、補装具の給付、医療券の交付及びJR乗車券の引換証（変更）の交付を行った。

表 1 3 - (7) - ア 管内戦傷病者数及び援護状況

(単位：件)

区分 市町村	戦傷病者手帳 所持者数	補装具の支給	医療券の交付	乗車引換証 (変更)の交付
平成 26 年度	10	2	—	—
平成 27 年度	7	2	—	—
平成 28 年度	4	2	—	—

イ 戦没者遺族相談員・戦傷病者相談員の嘱託

戦傷病者又は戦没者遺族の援護のため相談、指導、助言等を行うことを厚生労働大臣から委託されている。

表 1 3 - (7) - イ 戦没者遺族相談員・戦傷病者相談員嘱託状況

(単位：人)

市町村	管内(野田市)	合計
戦没者遺族相談員	1	1
戦傷病者相談員	1	1

(8) 児童手当事務指導監査

「児童手当法」に基づく児童手当の認定・支払事務をおこなっている市に対し、事務等が適正かつ円滑に行われるよう指導監査を行っている。(隔年)

表 1 3 - (8) 児童手当事務指導監査状況

市町村	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
野田市	2 月	—	1 月

(9) 中核地域生活支援センター連絡調整会議

平成 16 年 10 月から社会福祉法人「いちいの会」が県からの委託をうけ、「中核地域生活支援センターのだネット」が活動している。連絡調整会議では「中核地域生活支援センター事業実施要綱」に基づき地域の関係機関や関係者を招聘し、圏域の福祉ニーズ及び福祉資源の把握、地域福祉の課題の整理等を実施した。

表 1 1 - (9) 中核地域生活支援センター連絡調整会議実施状況

開 催 日	平成 29 年 2 月 20 日
場 所	野田健康福祉センター
内 容	議題 1 中核地域生活支援センター「のだネット」事業の実績 2 障害者グループホーム等支援ワーカーの報告
構成員・参加者人数	市、警察署、支援事業者等 23 人(うち 20 人参加)